

○総社市認知症見守りGPS購入費等助成事業実施要綱

平成29年3月22日

告示第16号

改正 令和4年3月23日告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防止するとともに、安全を確保するため、GPS機器の購入費等を助成することにより、その家族の経済的及び精神的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 65歳以上の者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第2号若しくは同条第4項第2号に該当する者であつて、記憶障害、失見当等のある状態にあるものをいう。
- (2) 徘徊高齢者等 徘徊が認められる認知症高齢者等であつて、市内に住所を有し、かつ、居住する者をいう。
- (3) GPS機器 主たる機能が、GPS(全地球測位システム)により遠隔地から所在位置を探索するための情報を発信するものである、携帯型の端末(携帯電話を除く。)をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内に住所を有し、徘徊高齢者等を在宅で介護している同居の家族とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、GPS機器の購入又は貸借に係る次に掲げる費用とする。

- (1) GPS機器本体及び付属機器の購入代金
- (2) 徘徊による事故を未然に防止するとともに、安全を確保することが見込まれる、前号の機器の購入時に併せて購入する付帯機器の購入代金
- (3) 前2号に規定する機器を貸借する場合における、契約に必要となる加入手数料及び登録手数料

2 助成は徘徊高齢者等1人につき1回限りとする。

(助成額)

第5条 助成額は、前条に規定する助成対象経費の全額とし、3万円を上限とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、GPS機器を購入又は貸借する前に、総社市認知症見守りGPS購入費等助成申請書に見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、当該申請者に対し、総社市認知症見守りGPS購入費等助成決定(却下)通知書により通知するものとする。

(請求及び支給)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、GPS機器の導入後速やかに、総社市認知症見守りGPS購入費等助成金請求書に、領収書又は契約書等の請求額を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第11号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。